

市報

そ
ち

特集

コミュニティFM
来春から放送開始

幻想的に乱舞する
菅牟田のホタル

主な内容

曾於市コミュニティFM放送	2	図書館だより	24
市政施行10周年記念式典	4	お知らせ	25
国民文化祭かごしま2015	5	環霧探訪	28
行政information	6	健康コラム・せり市結果	29
話題の広場	20	戸籍の窓	30
そお味しゅらん	22	くらしの情報	31

6
2015/6/1
vol.120

平成 28 年 4 月から 曽於市コミュニティ FM 放送 がはじまります。

- ◆現在、有線放送やオフトーク通信で放送している朝・昼・夜の定時放送や災害・防災等の臨時放送は、ラジオの FM 局で聞けるようになります。
- ◆末吉、大隅地域で放送している有線放送と財部地域で放送しているオフトーク通信放送は、市内の全戸においてラジオで曾於市コミュニティ FM 放送が聞けることを確認できましたら、終了します。
(平成 28 年 4 月～6 月に終了予定)

特徴

- 1 有線放送使用料・オフトーク通信使用料（年 2460 円）は、平成 28 年度から無くなります。
- 2 FM 放送を受信できるラジオを全世帯に無料配布します。
- 3 配布するラジオは朝・昼・夜の定時放送や災害、防災および避難指示等の緊急情報の発生時には、自動でスイッチが入り、お知らせする緊急放送等対応機能があります。
- 4 民放番組や曾於市独自の制作番組を放送します。
- 5 コミュニティ FM 放送は、自治会放送に対応していません。自治会放送設備の設置を希望する自治会は、末吉・大隅地域では有線方式、財部地域では無線方式で対応します。
(有線設備使用料または無線式受信機購入には、一部個人負担金が必要となります。)

曾於市コミュニティ FM 放送の流れ



臨時放送(市役所・各支所)



臨時放送 (国J-ALERT)



臨時放送 (消防署)

※配布するラジオは、上記の放送が始まるとスイッチが入り、終わるとスイッチが切れます。



放送局本部

- 1 朝・昼・夜の定時放送(自動でスイッチが入り、放送終了後自動でスイッチが切れる)
- 2 災害等の緊急情報(自動でスイッチが入り、放送終了後自動でスイッチが切れる)
- 3 自主制作等の番組放送(聴きたい時、自分でスイッチを入り切りする)
- 4 他社番組の放送(聴きたい時、自分でスイッチを入り切りする)



ラジオで聴ける



配布するラジオは、曾於市コミュニティ FM 放送以外のチャンネルを聴いている時でも、曾於市の定時放送や臨時放送の時は自動で切り替わり、定時放送や臨時放送が終わると、元のチャンネルに戻ります。



教えて！ Q&A

Q1 どうして曾於市コミュニティFM放送局を設置することにしたの？

A

曾於市から市民の皆さんに情報を伝える手段として、末吉・大隅地域は有線放送、財部地域はNTT回線を利用したオフトーク通信で情報を発信しています。ではなぜ、コミュニティFM放送に移行するのか。大きく分けて2つの理由があります。

- ①NTT回線を利用した財部地域のオフトーク通信が、平成30年度で使用できなくなるため。
- ②有線放送およびオフトーク通信の加入率が58.3%（平成27年1月末現在）で、行政からのお知らせや災害防災情報等を全市民に伝えられなくなつたため。

そこで、市民の皆さんへ情報を発信する手段として様々な方法を検討した結果、コミュニティFM局を設置することになりました。

Q2 ラジオの配布時期と方法は？

A

平成27年12月から平成28年3月頃までに配布します。ただし、無償貸付となりますので、転出されるときは返却をお願いします。

Q3 運営はどこがするの？

A

地方自治体は放送業務ができません。市が出資する法人を設置し、その社員が放送等の運営業務を行います。

Q4 自治会放送はどうなるの？

A

コミュニティFM放送は自治会放送に対応していません。平成27年8月頃に設置希望調査を行い、設置を希望する自治体には設備や料金等について説明を行います。

◆財部地区

自治会内での受信が可能な無線型放送受信機の設置を希望する自治会に対して、補助金を交付します。放送機・受信機の耐用年数は15年～20年程度で、放送機は移動可能です。一部個人負担金が必要となります。

◆末吉・大隅地区

当面の間、既設の有線柱や電線を残し利用可能とします。ただし、維持管理費の一部として使用料の負担をお願いする予定です。

行政の第一の使命は、市民の生命財産を守ることです。災害や防災、避難指示等の緊急を要する情報を全市民に早く正確に、そして安定して伝えるために、コミュニティFM放送を選択しました。

今後は、コミュニティFM局や中継アンテナの整備、運営団体の設立、ラジオの配布等を行い、自治会放送設備の相談にもしっかりと対応していきます。皆さんのご理解とご協力を願いします。



曾於市 市制施行 10周年記念式典のご案内

The 10th anniversary
memory ceremony

- 7月5日(日) 開場／午前9:00・オープニング／午前9:40～
- 末吉総合センター(大ホール)

10周年記念式典(午前9:40～)

- オープニング(鬼神太鼓)
- 曾於市施行10周年記念式典
 - 市民憲章の唱和
 - 市長式辞 来賓祝辞
 - 市制功労者表彰式
- そお星人披露
 - 応募者の紹介
 - 及び表彰式・記念品贈呈
 - そお星人披露
 - イメージソングとダンス披露

入場
無料

記念講演会

(午前11:00～)

島田 洋七 氏

●演題

「楽しい人生の過ごし方」

島田洋七プロフィール
漫才コンビB&Bとして1980年代の漫才ブームの先駆者となる。上方お笑い大賞など数々の賞を受賞し、『もみじんじゅう』のギャグは一世を風靡。現在はタレントとしての活動の傍ら、自分の人生論や経験(おばあちゃんとの生活などを元に語る講演会)は開催4000箇所を超える。著書『佐賀のかばいばあちゃん』はシリーズ670万部を超える、国内のみならず、韓国版、台湾版など世界各国に広がりをみせている。また、2009年には『島田洋七の佐賀のかばいばあちゃん』で映画監督デビューも果たしている。



曾於市 市制施行 10周年を記念して

ご来場者全員に

そお星人
クリアファイルを
プレゼント!!

先着400名様に

そお星人
ホットドッグを
プレゼント!!



曾於市にゆるキャラ誕生。
ぼく「そお星人」だよ。



曾於市
Soo City Kagoshima

式典に関するお問合せは
0986-76-8801 (曾於市役所 総務課)

第30回 国民文化祭かごしま2015

曾於市主催事業のご案内 平成27年10月31日(土)⇒11月8日(日)

主催●文化庁●鹿児島県●鹿児島県教育委員会●曾於市●曾於市教育委員会●第30回国民文化祭鹿児島県実行委員会●第30回国民文化祭曾於市実行委員会

「鬼文化」交流祭典サミット会議

全国鬼・サミット私たちのまち自慢・鬼自慢

●平成27年 10月31日(土)14:00～19:30
11月1日(日)9:00～12:10

●曾於市末吉総合センター



鬼という言葉には「強い」「悪い」「怖い」「ものすごい」という意味もあります。また「悪」から「神」まで非常に多様です。このイベントは全国鬼サミットに加入している市町村が一堂に会し、全国鬼サミット会議や基調講演などのシンポジウムを開催し、情報交換や交流会を図り鬼文化の理解を深めます。

●問い合わせ先
第30回国民文化祭曾於市実行委員会事務局(曾於市教育委員会社会教育課)
〒899-8102 曽於市大隅町岩川15629
TEL 099-482-5958 FAX 099-482-1148 E-mail:o-syakyou@city.soo.lg.jp

その大地を食べる

元気だ！そおグルメコンテスト

●平成27年 11月3日(祝)10:00～15:00
●おおすみ弥五郎伝説の里 特設会場



黒牛、黒豚、ゆず等、曾於市には全国に誇れる食材が豊富です。そんな地元の食材を使った料理コンテストを開催し、日本の食糧基地としての曾於市をアピールします。また全国から出店の参加を呼びかけることにより、曾於市の魅力ある食材を全国の方々に知って頂きます。

●問い合わせ先
第30回国民文化祭曾於市実行委員会事務局(曾於市教育委員会社会教育課)
〒899-8692 曽於市末吉町二之方1980番地
TEL 0986-76-8808 FAX 0986-76-7285 E-mail:s-keizai@city.soo.lg.jp

巨人伝説の里おおすみに大集合

弥五郎どん絵画・オブジェ展

●平成27年 11月2日(月)9:00～16:00
3日(祝)9:00～15:00

●おおすみ弥五郎伝説の里



曾於市では、身の丈4.85mある巨大人形が出現する「弥五郎どん祭り」が毎年11月3日に開催されています。郷土の誇りとして市民に親しまれ約900年もの歴史がある「弥五郎どん祭り」の主人公「弥五郎どん」の絵画・オブジェを展示し、その魅力を全国に発信します。

●問い合わせ先
第30回国民文化祭曾於市実行委員会事務局(曾於市経済課)
〒899-8692 曽於市末吉町二之方1980番地
TEL 0986-76-8808 FAX 0986-76-7285 E-mail:s-keizai@city.soo.lg.jp

きみのやさしさを、きみのおもいを、きみのかがやきにのせよう

地方からの発信～市民ミュージカル～

●平成27年 11月8日(日) 1回目/14:00～16:00
2回目/17:30～19:30

●曾於市末吉総合センター



新しい時代を担う子ども達が、200人の仲間と市民ミュージカルを創作する過程で仲間づくりをしながら、歌、踊り、演劇にふれあい、自分の思いを伝える表現力を学び、出演者と観客が一体となるようなステージをつくり上げます。また、次世代の地域活性化の担い手となり、未来の曾於市の文化の発展に寄与することを願っています。

●問い合わせ先
第30回国民文化祭曾於市実行委員会事務局(曾於市教育委員会社会教育課)
〒899-8102 曽於市大隅町岩川15629
TEL 099-482-5958 FAX 099-482-1148 E-mail:o-syakyou@city.soo.lg.jp

子育てふれあいひろば

9日、24日は育児講座を開催します

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)

子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ひろば	3 ひろば	4 親子	5	6
7	8	9 講座	10 ひろば	11 親子	12	13
14	15	16 ひろば	17 ひろば	18 親子	19	20
21 父の日	22	23 ひろば	24 講座	25 親子	26	27
28	29	30 ひろば				

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時（月曜日～金曜日） 育児相談 午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場：生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里

●会場：財部保健福祉センター・財部交流館（10日）

育児講座 午前10時～11時30分 ●会場 9日：大隅弥五郎伝説の里 24日：財部保健福祉センター

身に覚えのない料金請求にご注意ください

お問い合わせ先

経済課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ
6月24日（水）午前10時～正午に本庁1階会議室で消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。7月は29日（水）の開催予定です。

◆ベビービクス

(6月9日)

親子で一緒に楽しみながら運動します。

対象

1歳未満児の親子
講師 田鍋いづみ先生

◆救急法

(6月24日)

お子さんの事故防止、対処法などすぐに役立つお話を聞けます。

講師 大隅曾於地区消防組合
救急救命士

相談事例

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンにメールが届いた。「滞納しているインターネット接続回線と有料サイト利用料の請求」とのことだが、利用した覚えがない。「今日中に連絡しないと、法的手段に訴える」と書いてある。業者には連絡していないが、どうしたらよいか。

(80代・男性)

パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」や、アダルトサイトなどの「ワンクリック請求」に関する相談が最近また増加しています。

▽「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。

▽「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがないれば決して支払わず、無視しましよう。

▽ネットで検索して見つけた民間の詐欺被害相談窓口などに相談したところ、解決料として高額な調査費用や書面作成費用を請求されたという二次被害の相談も急増しています。ご注意下さい。

税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

平成27年度から国保税の限度額と 軽減判定所得が変更になります。

【限度額】

▽基礎課税額 51万円 → 52万円
▽後期高齢者支援金等課税額 16万円 → 17万円

▽介護納付金課税額 14万円 → 16万円

▽軽減判定所得 16万円 → 17万円
国保税は、所得の低い世帯の負担を軽減するため、その世帯の所得に応じて税が軽減されます。軽減の対象となる世帯内所得は次のとおりです。

▽7割軽減基準額の世帯内合計所得 33万円以下は変更ありません。

▽5割軽減基準額 33万円+（被保険者数十特定同一世帯所属者）×（4.5万円 → 26万円）

▽2割軽減基準額 33万円+（被保険者数十特定同一世帯所属者）×（45万円 → 47万円）

【国保資格に関する問い合わせ先】

本府 末吉 保健課

☎ 0986-76-8806

大隅支所 保健係

☎ 099-482-5924

財部支所 保健係

☎ 0986-72-0935

夜間・休日の納税相談について（お知らせ）

「平成27年度の各種税の通知が届いたけど納期どおりの納付が厳しい。どうすればいいの」「昨年度以前に未納があり納付が困難となつていていた」などお悩みの方はいらっしゃいませんか。

そのまま放置しても何の解決にもならず、延滞金が加算され、より一層

納めるのが困難となります。早めに納税相談を行う事で、なるべく無理の無い計画を立てることができます。

「でも、仕事が休めない」「仕事が午後5時過ぎまでだから間に合わない」という理由で相談に行けない

お悩みの方は、次の日程で夜間・休日の納税相談を行います。

場所… 市役所 本府 税務課

日時… 6月17日（水）・18日（木）

午後5時30分～午後8時

6月21日（日）

午前8時30分～正午

※大隅・財部支所での夜間・休日の相談は行つていません。

※印鑑をご持参の上、お越しください。
※納税相談は常時（休日・夜間を除く）

受け付けています。「本府 税務課
滞納整理係」までお越しただく
か、お問い合わせください。

滞納を放つておくと

市民の皆さんが納付している市税やその他の徴収金は、福祉・教育・生活環境の整備など、市民サービスを充実させるために欠かせない財源です。

その財源の確保と納期内に税金を納められている方々との公平性を保つため、税務課では納付の催告や滞納処分に日々取り組んでいます。

市税等が滞納となりますと、法律に基づき全ての財産（給与・預貯金・固定資産・生命保険等）に対する調査権限が発生します。

その調査により、差し押さえの財産が発見されると滞納処分（差押さえ）となります。

なお、調査も差押さえも、滞納となっている方に事前に連絡すること無く行われます。

納付が困難であれば、早めに納税

相談を行つてください。

6月の納期
○市県民税 1期 1期
○国民健康保険税 1期 1期
○介護保険料 全期
○有線放送使用料 全期

※口座振替をされている
方は、6月30日に振
替えます。残高のご確
認をお願いします。

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 末吉 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (初めは音声ガイドが対応します)

ます。
老齢（退職）年金のみが対象となります。
保険料・国民健康保険税は、介護保
険料との合計額が年金受給額の2分
の1以下である場合。また住民税は、
老齢（退職）年金のみが対象となり
ます。

特別徴収の対象となる年金は

65歳以上（国民健康保険は75歳未
満・後期高齢者医療保険は75歳以上）
で年金を受給されている方です。

特別徴収の対象となる方は

65歳以上（国民健康保険は75歳未
満・後期高齢者医療保険は75歳以上）
で年金を受給されている方です。

年金から差し引かれるもの

年金から差し引かれるものに介護
保険料、国民健康保険税（または後
期高齢者医療保険料）、住民税があ
ります。年金から差し引くことを特
別徴収といい、この特別徴収は市町
村からの依頼で行なわれます。

年金受給額は年金額の改定によつ
て変わる場合もありますが、年金か
ら差し引かれる保険料等の増減に
よつて大きく変わることもあります。

国民年金の特別徴収について
（年金の受給額が急に増えたり
減つたりしていませんか）



特別徴収についてはあら
かじめ担当課から通知が送
付されます。送付の時期は
次のとおりです。

差し引かれるもの		担当課		送付の時期
後期高齢者医療保険	介護保険料	保健課	※仮の保険料→4月	
国民健康保険税			※仮の保険料→4月	
住民税	保健課	6月上旬	※仮の保険料→4月	※仮の保険料→4月
税務課	税務課	確定額→7月 月または6月	※仮の保険料→4月	※仮の保険料→4月
		※差し引き額に変 更があれば隨時		

※仮の保険料は新規の方のみです。

曾於市年金移動相談所開設日

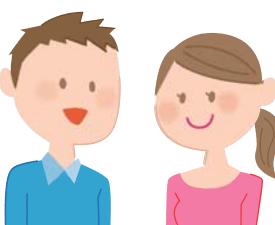
日 時	場 所	申 込 先	
6月9日（火） 午前10時～ 午後3時	本 庁 1階会議室	本 庁 国民年金係	0986 76-8805
7月7日（火） 午前10時～ 午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係	099 482-5923

※鹿屋年金事務所による移動年金相談が上記の日程
で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。
予約のない方の相談はお受けできません。また定
員になり次第、締め切ります。

曾於市特定不妊治療費助成事業

お問い合わせ先

本庁 保健課 ☎ 0986-76-8806



対象者
助成の対象となるには、基
準や条件があります。申請さ
れる前に必ず担当窓口へお問
合せください。

▽男性の不妊治療
1回につき助成対象経費の
2分の1の額（100円未
満切り捨て）

助成額
男女とも上限は10万円で
す。

平成27年4月から不妊治療
費助成事業に男性の不妊治療
費の助成が追加となりまし
た。

市営住宅の入居者を募集します

お問い合わせ先

財部 建設水道課 ☎ 0986-72-0941

大隅 建設水道課 ☎ 099-482-5953

本庁 建設課 ☎ 0986-76-8811

募集空き家 (平成27年4月現在)		市では、市営住宅の入居者を随時募集しています。	
		者を随時募集しています。	
▽川内団地	未吉地区	構造 中層耐火 (4階建)	募集戸数 1戸
構造 間取り 3DK	家賃 1万5900円	構造 中層耐火 (3階・4階建)	募集戸数 1万3900円
募集戸数 5戸	家賃 1万2700円	構造 中層耐火 (3階)	募集戸数 3戸
間取り 3DK	募集戸数 1戸	構造 簡易耐火	構造 簡易耐火
▽光神第2団地	家賃 1万2700円	間取り 3DK	間取り 3DK
構造 木造平屋	募集戸数 1戸	▽天神丘団地①	▽天神丘団地②
間取り 3DK	家賃 1万6300円	構造 中層耐火 (3階)	構造 中層耐火 (3階建)
▽光神第4団地	募集戸数 1戸	間取り 1DK	間取り 1DK
構造 木造平屋	家賃 1万6200円	▽中野団地	▽菅牟田団地
間取り 3DK	募集戸数 1戸	構造 簡易耐火 (2階建)	構造 簡易耐火 (2階建)
▽深川団地63年棟	家賃 1万4800円	間取り 3DK	間取り 3DK
構造 木造平屋	募集戸数 1戸	家賃 1万4000円	家賃 1万4000円
間取り 3DK	家賃 1万5900円	募集戸数 3戸	募集戸数 3戸
▽深川団地3年棟	募集戸数 1戸	▽中坂元団地	▽中坂元団地
構造 木造平屋	間取り 3DK	構造 簡易耐火 (2階建)	構造 簡易耐火 (2階建)
間取り 3DK	家賃 1万3100円	間取り 3DK	間取り 3DK
▽仮屋団地	募集戸数 1戸	家賃 1万2200円	家賃 1万2200円
構造 木造平屋	間取り 4DK	募集戸数 3戸	募集戸数 2戸
間取り 4DK	家賃 3万7500円	家賃 1万3100円	家賃 1万2200円

募集戸数 1戸 ※仮屋団地は特定公共賃貸住宅です。入居資格の収入月額は25万9000円以下です。		募集戸数 1戸 ※仮屋団地は特定公共賃貸住宅です。入居資格の収入月額は25万9000円以下です。	
▽正ヶ峯団地	▽中須団地	▽中須団地	▽中須団地
構造 中層耐火 (3階)	構造 簡易耐火	構造 簡易耐火	構造 簡易耐火
間取り 3DK	間取り 3DK	間取り 3DK	間取り 3DK
家賃 1万5800円	家賃 1万3900円	家賃 1万3900円	家賃 1万3900円
募集戸数 7戸	募集戸数 3戸	募集戸数 3戸	募集戸数 1戸

その他

▽市営住宅の家賃は、所得に応じて決定します。

▽敷金は家賃の3ヶ月分です。

▽連帯保証人が2名必要です。

▽ペットを飼育することはできません。

①現に同居し、または同居しようとする親族がいること。

※单身での入居には別途条件があります。

②収入月額が15万8千円以下であること。

③住宅に困窮していること

④持ち家がないこと。

⑤市税に滞納がないこと。

⑥入居しようとする親族全員が暴力団員でないこと。



▽未吉地区

▽大隅地区

▽財部地区

▽大隅地区

▽財部地区

管理係

管理係

管理係

管理係

午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く

受付窓口

▽未吉地区

▽大隅地区

▽財部地区

大隅支所

建設水道課

建設水道課

入居者の選定

▽退去時に、畠と襖の交換が必要です。

▽随時募集については先着順で、各住宅の募集戸数に達するまで受け付けます。

浄化槽の定期検査受検について

お問い合わせ先

本庁 水道課 ☎ 0986-76-8812

財部 地域振興課 ☎ 0986-72-0934

浄化槽の機能と維持管理状況（使用・保守点検・清掃）に問題がないかどうか検査します。また、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい水質検査（BOD）を実施します。

※BOD（生物学的酸素要求量）とは、水の汚れの程度を表す指標です。合併処理浄化槽は20mg/L以下という基準が定められています。

浄化槽の機能と維持管理状況（使用・保守点検・清掃）に問題がないかどうか検査します。また、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい水質検査（BOD）を実施します。

	内 容	人間でいえば・・	自動車でいえば・・
保守点検	機能を保つためのメンテナンス作業（消毒薬の補充、モーターの点検等）	日常の健康管理	ガソリン補給やオイル交換
法定検査	維持管理状況および放流される処理水の水質検査（BOD）	定期健康診断	車 検

定期検査（浄化槽法第11条）

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。そのため、業者に委託して行う「保守点検」と「清掃」をきちんと行い、水質に関する「法定検査」を受けることが義務付けられています。

※検査対象となつた浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については事前に指定検査機関から日程通知があります。必ず受検してください。

△単独処理浄化槽 4000円
△合併処理浄化槽 6000円

※財部町においては、平成14年度以降に合併処理浄化槽を設置された方は毎月の浄化槽使用料に検査料金が含まれています。

問い合わせ先

鹿児島県知事指定検査機関

（公財）鹿児島県環境検査センター
☎ 000-800-0000
<http://www.kagoshimakensa.or.jp>



ハンセン病問題を正しく理解する週間

お問い合わせ先

本庁 保健課 ☎ 0986-76-8806

長い間、差別や偏見に苦しめられた方が、安心して生活できる地域づくりのために、また、このような悲しい歴史を二度と繰り返さないために、私たち一人ひとりがハンセン病問題と何かを正しく理解することが大切です。

ハンセン病は、らい菌によつておこる感染症で、遺伝病ではありません。らい菌の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。また、早期発見と早期治療により短期間で完治する病気で、我が国に感染源となるものはほとんどありません。誤った隔離政策により、強制的に隔離され、ご本人だけでなく、ご家族も偏見や差別を受け、かけがえのない多くの方々の人生が奪われました。今もなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされています。

ハンセン病問題に対する解決促進を図るために、県では「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を定めています。

6月2日から6月27日は「ハンセン病問題を正しく理解する週間」です

平成 27 年 4 月から曾於市生活相談支援センターを開設しています

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 生活相談支援センター係 ☎ 0986-72-0943

一人で悩まないでください！
あなたが抱えている不安や心配などをご相談ください。

【例え】

- ▽生活に困っている
- ▽仕事が見つからない
- ▽家賃が払えない
- ▽家族のことで悩んでいる
- ▽病気で働けない
- ▽住むところがない
- ▽社会に出るのが怖い
- ▽将来が不安など

※ 支援員が相談に応じ自立まで継続して支援します。

相談・支援の流れ

- ① 悩みごと・心配ごとをお話しください

- ② 相談の内容によつて、適切な対応ができる専門機関へつなぎます。

- ③ 自立のために一緒に目標を取り組みます

※ **相談時間** 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
土・日・祝日・年末年始を除く

平成 26 年度 曾於地区介護保険組合 情報公開・個人情報保護制度運用状況の公表

情報公開制度

情報公開制度とは、組合が保有する公文書を要求に応じて公開する制度です。介護保険行政に対する住民の理解と信頼を深め、住民参加による公正で開かれた介護保険行政の推進に資することを目的としています。

個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保し、誰もが組合の保有する自己情報の開示、訂正および利用停止の請求ができる制度です。介護保険行政の適正で円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的としています。

お願い

介護保険の申請をされた方は、かかりつけの病院（申請書に記載された病院）での受診が必要です。早めの受診と受診される際は、病院の受付に「介護保険のための受診」とお伝えください。

※ 曾於地区介護保険組合とは、介護保険法に基づく要介護認定等を行うため、曾於市、志布志市、大崎町の 2 市 1 町で設立している地方公共団体です。

お問い合わせ先

曾於地区介護保険組合 ☎ 099-471-6545

内容	開示請求	決定状況					不服申立て等
		全部開示	部分開示	取下げ	不開示	不存続	
情報公開	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護	1	1	0	0	0	0	0

児童手当の現況届について

現況届提出対象者には6月末までに案内通知する予定です
対象の方は現況届を提出してください



お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することによって、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

児童手当制度の仕組み

児童手当は、満15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます。

児童手当を受給している方に配偶者がいる場合、所得の高い方が次回から受給者となります。

ただし、児童が知的障害児施設などの障害児福祉施設や児童養護施設などの児童福祉施設などに一定期間以上入所している場合は、施設設置者に支給されます。

また、一定期間以上留学している児童の場合、支給されません。

所得制限限度額（下表）

所得制限限度額は、前年の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。

なお、年によって限度額は変更になることがあります。

児童手当支給月額

◎所得制限限度額以内の場合

3歳未満児 一律1万5千円
・第1子、第2子 1万円
・第3子以降 1万5千円

（第3子以降とは、満18歳到達後最初の3月31日までの児童を含めて3番目以降の児童です）

中学生（満15歳到達後最初の3月31日まで） 一律 1万円

◎所得制限限度額を超えている場合（特例給付）

一律 5千円

現況届の提出

法律により、児童手当を受給している方は毎年「児童手当現況届」を提出しなければなりません。（なお、公務員の方は、職場で現況届を行ってください）

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するためのものです。

現況届提出対象者の方には、6月末までに案内通知を郵送する予定です。

現況届の添付書類

①受給者の健康保険証の写し

※児童の保険証ではありません

②平成27年1月1日現在で曾於市に住所がなかつた方は、平成27年1月1日の住所地の市区町村が発行する平成27年度所得課税額証明書

額証明書

③その他必要に応じて提出する書類（別居監護申立書、別居している児童の住民票謄本等）

現況届の提出がない場合

6月分以降の児童手当は支給されません。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しております。